第69回院内集会

▽日　時　３月１日（木）午前11時―午後1時

▽会　場　参議院議員会館　１階102会議室

▽テーマ　「伊方原発の運転差し止め」の広島高裁判決を読み解く

▽講　師　中川　重徳（弁護士）

「諏訪の森法律事務所」開設。一般民事（不動産・相続・離婚・交通事故・債務整理等）及び刑事事件を扱うほか、レズビアン・ゲイなどセクシュアル・マイノリティ、HIV感染者などへの法的サポートに力を注いでいる。 保育園・学童・中学・高校で「父母の会」やPTAに関わり、現在も地域協働学校運営。

　広島高裁（野々上友之裁判長）は2017年12月13日、四国電力伊方原子力発電所３号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを広島市住民らが求めた仮処分申請の即時抗告審で、「2018年９月30日まで運転を差し止める」決定をしました。熊本県の阿蘇山が過去最大規模の噴火をした場合は安全が確保されないとして「新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理だ」と結論付けています。この判決が、「噴火」をどのようにとらえて「運転差し止め」の結論に至ったかを法律家に分析してもらいます。